

わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住の促進及び中小企業における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、県実施要領で使用する用語の例による。

(交付金額)

第3条 移住支援金の額は、次のとおりとする。

[基本支援金]

単身者	60万円
2人以上の世帯	100万円

[加算支援金]

18歳未満※の世帯員1人につき	100万円
-----------------	-------

※申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満であること。

(交付対象者)

第4条 移住支援金の交付の対象となる者は、次の第1号の要件を満たす者であって、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当するものとする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては本文に規定する要件を満たす者であって第6号の要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるアからウまでの全ての要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 本町に転入した日（以下「転入日」という。）直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 転入日直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入日3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① この要綱の施行日以後に転入したこと。
- ② 移住支援金の交付の申請（以下「交付申請」という。）の時点において、転入日から3か月以上1年以内であること。
- ③ 八千代町に、交付申請の日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- ② 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、茨城県及び八千代町が認める場合を除く。
- ④ その他茨城県及び八千代町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次のア又はイのどちらかに該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 就業先が、茨城県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ⑤ 求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 当該法人に交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ③ 当該就業先に交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組において、所属先企業等から当該移住者に資金の提供がなされていないこと。
- エ 申請者若しくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築又は購入したこと。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げるアに該当し、かつ、イ、ウ又はエに該当すること。

- ア 八千代町内に住宅を新築又は購入した者。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。
- イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、又は継承した者
- ウ 八千代町において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者
- エ 地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた企業において、計画期間中に認定を受けた事業所に新規で雇用された方、又は、本社機能移転強化促進補助の認定を受けた企業において、認定後3年以内に、認定を受けた事業所（うち本社機能に係る部門が対象）に新規で雇用された方、次世代産業集積・カーボンニュートラル強化プロジェクト事業補助、グローバル企業のフ

ラグシップ（主力）拠点誘致促進補助の認定を受けた企業において、認定後3年以内に、認定を受けた事業所に新規で雇用された方。ただし、過去に5年以上茨城県に居住歴がある方に限る。

(5) 起業に関する要件

交付申請の日前1年以内に県実施要領に基づき実施する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、この要綱の施行日以後に転入したと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入日から3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(事前相談)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、移住前に、あらかじめ、移住支援金移住前相談票（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 申請者は、移住支援金交付申請書（様式第2号）及び次の各号に掲げる添付書類を町長が定める期日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し（顔写真付きのものに限る。）

(2) 移住元の住民票の除票の写し並びにその他の移住元での住所地及び在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は、世帯全員分）

(3) 東京23区内に通勤していた雇用者の場合は、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（勤務地及び勤務期間を確認できる書類）

(4) 東京23区内に通勤していた個人事業主の場合は、個人事業主であったことを確認できる書類（勤務地及び勤務期間を確認できる書類）

(5) 移住後の就業先の就業証明書（様式第3号）（第4条第2号に該当する場合）

(6) 就業証明書（テレワークに係る移住支援金申請用）（様式第4号）（第4条第3号に該当する場合）

(7) 起業支援金の交付決定通知書の写し（第4条第5号に該当する場合）

(8) その他第4条に規定する要件を満たすことを証する書類として町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 町長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、当該書類に係る書類を審査し、適当と認めるときは移住支援金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により、不適当と認めるときは移住支援金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、支援金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（移住支援金の請求及び交付）

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付請求書（様式第7号）により、速やかに移住支援金の交付を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに移住支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第9条 交付決定者は、紛失等の理由により第7条の規定による交付決定通知書の再交付を受けようとするときは、移住支援金交付決定通知書再交付依頼書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第7条の規定による交付決定通知書に再交付の旨を明記のうえ、当該交付決定者に通知するものとする。

（報告及び立入調査）

第10条 茨城県及び八千代町は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（助成金の返還）

第11条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び八千代町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 交付申請の日から3年未満に町外に転出した場合
- ウ 交付申請の日から1年以内に交付要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

交付申請の日から3年以上5年以内に町外に転出した場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、茨城県と八千代町が協議して定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。